

西橋内校区いじめ防止対策基本方針

津市立新町小学校、養正小学校、西橋内中学校

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法第4条（いじめの禁止）】

児童等は、いじめを行ってはならない。

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。（起こった場所は学校の内外を問わない） 文部科学省 H18

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤ 金品をたかられる。
 - ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧ パソコンや携帯電話、携帯通信ゲーム等で、誹謗中傷やいやなことをされる。等
- ※上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるものがあり、教育的配慮や被害者の意向への配慮を十分行ったうえで、警察等の外部機関と連携する必要がある。

(3) いじめの理解

- ① すべての教職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得る」という認識を持ち、未然防止と解消に当たる。
- ② いじめは、単にいじめられる子どもといじめる子どもの関係だけでとらえることはできない。いじめは、「周りではやしたてる子ども」や「見て見ぬふりをする子ども」など周囲の子どもたちの反応が大きく影響している。
- ③ 実際には手出しはしないが、見て見ぬ態度はいじめの助長につながり、いじめる子どもに加担することにもなる。また、周囲の子どもの態度いかんで、いじめの抑止力になり得るため、いじめに対する正しい認識を持たせることを大切にする。

- ④ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

(4) 学校としてのいじめ問題についての考え方

- ① いじめは、どの子にも起こり得るものである。
- ② いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権侵害、犯罪行為であり、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、子ども一人一人に徹底し、「いじめを許さない」学校をつくる。
- ③ いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ④ いじめの認知件数が問題ではなく、積極的に認知して解消を図ることが重要である。
- ⑤ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ⑥ いじめは、その行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会 ※委員会を校務分掌として位置づける。

新町小学校・養正小学校

○校長	○教頭	○生徒指導担当	○教育相談担当	○養護教諭
○当該学級担任	○学年主任（各学年部代表）	○スクールカウンセラー		

西橋内中学校（生徒指導委員会）

○校長	○教頭	○生徒指導主事	○特別支援コーディネーター	
○当該学級担任	○各学年生徒指導担当	○養護教諭	○スクールカウンセラー	

(2) いじめ発生時の委員 ※「いじめ防止対策委員会」に、必要に応じて以下の委員を追加

○関係職員	○津市教育委員会	○三重県教育委員会	○PTA 会長
○津警察署	○中勢児童相談所	○医療機関（学校医）	
○連合自治会長	○学校評議員、新町養正地区社会福祉協議会長		
○西橋内地区青少年育成協			

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取り組み

(1) 未然防止及び早期発見

① 取り組みについての考え方

- いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校、家庭、地域が全力で実態把握に努める。

② 教職員と子どもとの日常の交流を通して発見する。

- 休み時間や放課後等の子ども同士の言動に目を配る。
- 言動や服装等に普段と異なる様子が見られる子どもに声を掛ける。

③ 複数の教職員によって発見する。

- 多くの教職員が、様々な教育活動を通して子どもたちと関わることにより、発見の機会を多くする。また、職員会議や朝の打ち合わせ等の際に、教職員間の情報交換を密接に行う。
- トイレや特別教室付近などを確認したりして、児童の言動に目を配る。
- 教職員がいない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもと、休み時間、放課後の校内巡回を積極的に行う。

④ アンケート調査の実施と分析を行う。

- いじめを含めた「生活アンケート」の実施を年間3回行う。
- アンケートの分析、子どもからの聞き取りには担任の教員を中心に複数で当たる。
- アンケートや教職員の把握した状況で、市教委等への報告時にいじめの認知件数がゼロであっても、児童・生徒や保護者等とそれについての情報の共有をしながら、引き続き慎重に実態把握に努める。

⑤ 教育相談を行い実態把握に努める。

- 学級の実態に応じて、生活ノートや日記指導、個人面談を行う等の取り組みを通して、子どもの実態把握を行う。

⑥ 保護者、地域との情報を共有する。

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者、関係機関、専門機関、地域に発信し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を呼びかける。
- インターネット上のいじめに対する保護者の理解を深めるため、外部機関と連携した啓発に努めます。

(2) いじめに対する措置

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

① いじめ情報の把握と事実確認を行う。

- いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実確認の把握を正確かつ迅速に行う。
- 当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実確認の把握を正確かつ迅速に行う。
- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除

の措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。【プロバイダ責任制限法】

② 学校全体で組織的に対応する。

- 学級担任が一人で抱え込むことのないよう、組織的に対応する。
(いじめ防止対策委員会及び関係教員)
- 対応方針と役割分担を明確にする。

③ 事実の究明と支援及び指導

- いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- いじめを受けている子どもへの対応と支援を行う。
- 学級担任を中心に、子どもが話しやすい教職員が対応する。
- 安心して学習できる環境を整える。(別室での授業等)
- 養護教諭やスクールカウンセラー等が協力して、心のケアに努める。
- いじめを行った子どもへの対応と指導を行う。
- 周囲にいた「はやし立てた子ども」「見て見ぬふりをしていた子ども」への対応と指導を行う。

④ 保護者と連携する。

- 速やかに家庭訪問を実施する。(可能な限り事情を聞いた当日に行う。)
- いじめを受けている子どもの保護者と連携を密にし、今後の対策について保護者と子どもが納得する方法を協議する。
- いじめを行った子どもの保護者と連携を密にし、よりよい成長を願う姿勢を示す。

⑤ 教育委員会への報告と関係機関(警察、児童相談所、医療機関)との連携を行う。

- いじめの事実確認後、速やかに教育委員会に報告し指導助言を受ける。
- 専門機関との連携を図る場合は、いじめ防止対策委員会を設置し対応する。

⑥ いじめが解消した後も、子どもの精神的なケアを行い、保護者と継続的に連絡を行う。

(いじめが解消している状態とは①いじめに係る行為が止んでいること②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと 以上の2つの要件が満たされている必要がある。ただしこれらの条件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。)

⑦ 再びいじめが発生しないよう、かついじめを傍観しないよう人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

(3) いじめ対応等に関する教職員の資質向上

① 組織的な指導体制

- 学校における「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、組織的に対応することが必要であり、対応について全職員で共通理解を図る。
- いじめの問題等に関する指導記録を保存し、適切に引き継ぎ情報提供できる体制をとる。

② 校内研修の充実

- 少なくとも年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全教職員の共通理解を図る。

4 いじめの重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法第28条では、次の場合を重大事態として、その事態を対処し速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものとする規定されている。

- ① いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ② いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童、生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。
 - (ア) 児童、生徒が自殺を企図した場合
 - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ) 精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず迅速に調査を行う。
- 児童、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめとは無関係」、「重大事態ではない」と判断しても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の対応

- ① 市教育委員会に重大事態の発生を報告。
- ② 市教育委員会から市長等に報告。
- ③ 市教育委員会の指導、支援のもと対応に当たる。
 - 学校の下に、重大事態の調査組織を設置。
 - 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
 - いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供。
- ④ 調査結果を市教委に報告。
- ⑤ 市教育委員会から市長等に報告。

5 保護者、地域等との連携

(1) 保護者の役割（【いじめ防止対策推進法第9条】）

- ① 保護者は、子どもとの対話を大切にするとともに、子どもに対して、いじめは許されない行為であることを教える。
- ② 保護者は、学校が講ずるいじめ防止の措置に協力する。

- ③ 保護者は、子どもの様子及び行動の変化に配意し、いじめを察知したときは、速やかに、学校に連絡、相談する。
- ④ 保護者は、他の家庭の子どもについて、いじめを察知したときは、速やかに、学校に連絡する。
- ⑤ 保護者は、いじめが発覚した場合には、学校と相互に連携して、解決に当たる。
- ⑥ 保護者は、子どもがいじめを受けた場合は、適切に子どもをいじめから保護する。

(2) 地域の役割

- ① 子どもが安心して過ごすことができる環境をつくる。
- ② 地域において大人が子どもを見守る。
- ③ 地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進める。

(3) 学校、保護者、地域の連携促進

- ① 学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者、地域住民をまきこんで、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進する。
- ② 外部機関（津市子ども支援課、中勢児童相談所、津警察署、サポートセンター、青少年センター等）へ調査の協力要請や相談しながら進めていくようにする。